

第23回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）

開催場所

沖縄県那覇市首里山川町一丁目132番1号
ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城
2F 守礼の間

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

全保連株式会社

証券コード：5845



証券コード 5845
2024年6月12日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

沖 縄 県 那 覇 市 字 天 久 905 番 地
全 保 連 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員 迫 幸 治

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、インターネット上の下記当社ウェブサイトにて「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.zenhoren.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コード「5845」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

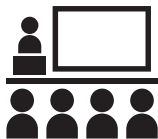
1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午後2時
（受付開始：午後1時30分）
2. 場 所 沖縄県那覇市首里山川町一丁目132番1号
ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城 2F 守礼の間
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場のご案内
をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業
報告および計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件
第3号議案 取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与の
ための報酬決定の件
4. その他招集に
あたっての決
定事項 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他
の株主1名に委任することができます。この場合は、代理権
を証明する書面をご提出ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、
賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。
ご理解いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日(木曜日)
午後2時(受付開始:午後1時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後6時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

※電子付届体の二所有株式数 XXX株
議決権の数 XXX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
宛先Eメール XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

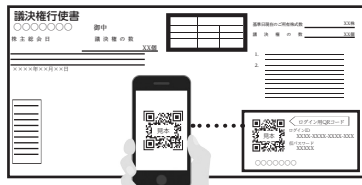
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

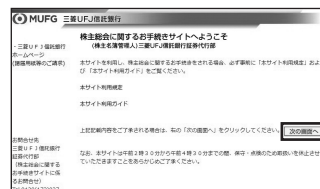
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

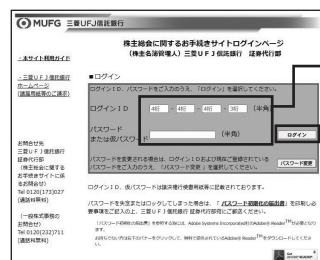
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

2024年5月15日付けで社外取締役青山裕氏が辞任され、また、本定時株主総会終結の時をもって、取締役6名が任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位および担当	取締役会出席回数
1	再任	さこ 迫 幸治	代表取締役社長執行役員	20/20回
2	再任	いばら き 茨木 英彦	代表取締役副社長執行役員 営業本部・コーポレート本部担当	20/20回
3	再任	ふじ もと 藤本 竜也	取締役常務執行役員 オペレーション本部長	20/20回
4	再任	社外 独立 みや お 宮尾 尚子	取締役	20/20回
5	再任	社外 独立 たま き 玉城 絵美	取締役	20/20回
6	新任	社外 独立 すが 菅 隆志	—	—
7	新任	社外 独立 ひら の 平野 義之	—	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	さこ ゆきはる 迫 幸治 (1955年6月14日生) 所有する当社の株式数 1,621,000株	2001年10月 NPO法人アンビシャス (現：認定NPO法人アンビシャス) 理事長 (現任) 2001年11月 当社設立 代表取締役社長執行役員 (現任) 2009年10月 一般社団法人全国賃貸保証業協会 会長 (現任) 2011年 1月 NPO法人NORS 副理事長 (現任) 2020年 6月 公益財団法人琉球大学後援財団 評議員 (現任)
取締役候補者とした理由 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と家賃債務保証業界における深い識見を有していることから、今後の当社経営全体を牽引することができると判断しております。		
2	いばらき ひでひこ 茨木英彦 (1958年11月21日生) 所有する当社の株式数 0株	1981年 4月 株式会社三和銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 2006年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現：モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社) エグゼクティブ・ディレクター 2010年 5月 当社 顧問 2021年 5月 当社 代表取締役副社長執行役員 2023年11月 当社 代表取締役副社長執行役員 営業本部・コーポレート本部担当 (現任)
取締役候補者とした理由 金融業の幅広い分野において培った豊富な経験と高い識見を有しており、当社の成長と発展に貢献していることから、今後の当社経営全体を牽引することができると判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	ふじもと たつや 藤本竜也 (1964年11月6日生) 所有する当社の株式数 0株	1990年4月 日本信販株式会社（現：三菱UFJニコス株式会社） 2009年12月 日本住宅ローン株式会社 営業業務部兼お客様相談室 ヴァイスプレジデント 2011年12月 当社 企画管理本部総合企画部副部長 2020年5月 当社 取締役常務執行役員デジタルイノベーション本部長 2022年9月 当社 取締役常務執行役員クレジット本部長 2023年11月 当社 取締役常務執行役員オペレーション本部長（現任）
取締役候補者とした理由 デジタルイノベーション本部長、クレジット本部長、オペレーション本部長など当社の各部門を統括する責任者を歴任しており、その経験と深い識見を経営に活かすことができると判断しております。		
4	みやお なおこ 宮尾尚子 (1970年6月8日生) 所有する当社の株式数 55株	1996年4月 大阪地方裁判所 判事補 2006年4月 大阪地方裁判所岸和田支部 判事 2010年5月 弁護士登録（沖縄弁護士会） プラザ法律事務所（現：弁護士法人プラザ法律事務所） 入所（現任） 2013年10月 那覇簡易裁判所 民事調停委員（現任） 2015年8月 那覇市都市計画審議会 委員（現任） 2020年6月 株式会社沖縄海邦銀行 社外取締役（現任） 2022年3月 沖縄県医療審議会 委員（現任） 2023年3月 当社 社外取締役（現任）
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 判事・弁護士としての豊富な経験と識見を有していることから、社外取締役としての職歴以外で会社経営に関与したことはないものの、社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。 なお、同氏は現在当社の社外取締役（独立役員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月間です。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	たまき えみ 玉城絵美 (1984年1月20日生) 所有する当社の株式数 22株	2011年12月 東京大学大学院総合文化研究科村上視覚研究室 特別研究員 2013年4月 早稲田大学人間科学学術院人間情報科学科 助教(現任) 2015年12月 経産省 研究開発・イノベーション小委員会 委員(現任) 2017年4月 早稲田大学創造理工学研究所 准教授(任期付) 早稲田大学人間科学部 講師(現任) 2019年3月 内閣府 沖縄振興審議会 委員(現任) 2021年2月 経産省 産業構造審議会 グリーンイノベーションプロジェクト部会 委員(現任) 2021年4月 H2L株式会社 代表取締役(現任) 2021年4月 琉球大学工学部 教授(現任) 2023年3月 当社 社外取締役(現任) 2023年4月 東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻 特定客員大講座 教授(現任) 2023年5月 内閣府 次期SIPバーチャルエコノミー サブPD(現任) 2023年6月 沖縄電力株式会社 社外取締役(現任) 2024年2月 一般社団法人Generative AI Japan 有識者理事(現任)
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>経営者としての識見を有しており、また、研究者としてDX分野の識見を有していることから、社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。</p> <p>また、同氏は現在当社の社外取締役(独立役員)であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月間です。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
6	すが たかし 菅 隆志 (1958年1月22日生) 所有する当社の株式数 0株	1991年1月 日本移動通信株式会社(現：KDDI株式会社) 2016年4月 KDDI株式会社 執行役員 コンシューマ営業本部長 兼 コンシューママーケティング本部長 2017年4月 同社 執行役員 コンシューマ事業本部 副事業本部長 2018年4月 UQコミュニケーションズ株式会社 執行役員副社長 2018年6月 同社 代表取締役執行役員副社長 2019年6月 同社 代表取締役社長 2020年4月 沖縄セルラー電話株式会社 特別顧問 2020年6月 同社 代表取締役副社長 営業本部長 兼 プロジェクト推進室長 2021年6月 同社 代表取締役社長 2021年6月 沖縄通信ネットワーク株式会社 (現：OTNet株式会社) 取締役 (現任) 2023年4月 沖縄セルラー電話株式会社 代表取締役社長 ウェルビーイング室長(2024年6月退任予定) 2023年6月 沖縄電力株式会社 社外監査役 (現任) 2024年6月 沖縄セルラー電話株式会社 特別顧問 (就任予定)
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 経営者としての豊富な経験と高い識見を有していることから、社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	ひらの よしゆき 平野義之 (1954年4月26日生) 所有する当社の株式数 0株	1978年4月 株式会社三和銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 2002年1月 同行 審査四部長 2005年5月 UFJ信託銀行株式会社（現：株式会社三菱UFJ信託銀行） 執行役員法人統括部長 2007年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 常務執行役員 2010年6月 同行 専務取締役 不動産部門長 2013年6月 同行 常勤監査役 2017年6月 株式会社みどり会 常勤監査役 2020年6月 エムエステイ保険サービス株式会社 非常勤監査役 (2024年6月退任予定) 2020年6月 オークラヤ住宅株式会社 非常勤取締役 2021年6月 同社 取締役副社長 2023年6月 同社 顧問 (2024年6月退任予定)
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 金融・経済に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。		

(注)

- 宮尾尚子、玉城絵美、菅隆志および平野義之の4氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は、宮尾尚子および玉城絵美の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、2氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。また、菅隆志および平野義之の2氏についても、選任が承認された場合は、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 当社は、宮尾尚子および玉城絵美の2氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。2氏の再任が承認された場合、当社は2氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、菅隆志および平野義之の2氏の選任が承認された場合は、当社は2氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約は次回更新時（2025年5月）においても同内容での更新を予定しております。
- 各候補者の所有する当社株式の数には、全保連役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は、2020年5月20日開催の第19回定時株主総会において年額350百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

この間、当社の事業規模の拡大や経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したことに鑑み、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に向けた取締役の更なる意欲向上や優秀な人材確保を目的として、また役員賞与の支給等今後の機動的な運用を可能とするため、取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、本議案は、当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役4名）となります。

第3号議案 取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

今般、当社は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することで、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める目的の下、社外取締役以外の取締役（以下、便宜上「社内取締役」といいます。）については下記の譲渡制限付株式Ⅰを、社外取締役については下記の譲渡制限付株式Ⅱ（以下、譲渡制限付株式Ⅰと併せて、単に「譲渡制限付株式」ということがあります。）をそれぞれ下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第2号議案の取締役の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内（うち社外取締役の金銭報酬債権の総額を9,100千円以内）として設定いたしたいと存じます。

なお、下記2.に定める各事業年度において割当ての譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は、0.5%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は5%程度）と希釈化率は軽微であることから、譲渡制限付株式の割当ての内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役4名）となります。

記

取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込

当社は、本株主総会でのご承認を得られたことを条件として、取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給します。各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、譲渡制限付株式の割当てを受ける際、各取締役が現物出資の方法で給付することとなる金額（払込金額）は、割り当てる株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日

に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社と当社取締役の間で締結する下記3.に定める内容を含む「譲渡制限付株式割当契約」に基づき支給いたします。

2. 譲渡制限付株式の上限

各事業年度において、取締役に割当てする譲渡制限付株式の上限は114,990株（うち社外取締役への割当てとして10,464株）とします。

ただし、本議案に係る株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、およびこれらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の締結およびその内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社は、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。当該契約には、以下の内容を含むものとします。

【譲渡制限付株式Ⅰ】

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役は、譲渡制限付株式の交付日から3年以上で取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の社内取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅰのうち、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除の定めに基づく譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の社内取締役および執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社内取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅰが満了する前に社内取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

【譲渡制限付株式Ⅱ】

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の社外取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をする

ことができないものとし、(以下「譲渡制限」といいます。)

(2)譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとし、

また、本割当株式Ⅱのうち、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとし、

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、社外取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除し、

ただし、当該社外取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに社外取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間Ⅱ満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が社外取締役を退任することとなる場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅱの開始日から組織再編等承認時までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、組織再編等承認時に先立ち、譲渡制限を解除し、

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編等承認時の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式Ⅰと同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	役職・地位	有している専門性・経験／期待する分野							
		企業経営	財務会計	リスクマネジメント コンプライアンス 法務	DX テクノロジー	戦略的 アライアンス	新規事業 開拓	人材 組織開発	ESG サステイナ ビリティ
迫 幸治	代表取締役社長 執行役員	○	○	○		○	○	○	○
茨木 英彦	代表取締役副社長 執行役員	○	○	○	○	○	○	○	○
藤本 竜也	取締役常務 執行役員	○	○	○	○		○	○	
宮尾 尚子	取締役			○					○
玉城 絵美	取締役	○			○	○	○	○	○
菅 隆志	取締役	○			○	○	○	○	
平野 義之	取締役	○	○	○		○	○		○
水田 正明	監査役	○	○	○		○		○	○
松本 拓生	監査役		○	○	○	○		○	○
森脇 仁子	監査役	○	○	○	○				○

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

※各取締役および各監査役が有する専門性や経験のうち主なものに「○」印をつけております。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」等の効果もあり緩やかな回復基調を示したものの、不安定な国際情勢が収まりを見せない中、近年にない急激な物価上昇と実質賃金下落の継続や、欧米諸国での金融引締めを背景とした円安の進行などの諸要因により、依然として不透明な状況に晒されました。

賃貸住宅市場におきましては、2023年4月から2024年3月までに賃貸住宅として新規着工された戸数が前年比2.0%の減少となる一方、賃貸住宅に対する新規に投資が予定されている額は前年比7.3%の増加となりました。(注)

このような環境の下、当社は協定会社・賃借人の利便性を向上させるべく、独自開発した電子申込システム「Z-WEB2.0」および電子契約システム「Z-SIGN」を積極展開し、顧客ロイヤリティを向上させました。また、当社の主力事業である住居用家賃債務保証に加えて、今後成長が見込める戦略分野としての事業用家賃債務保証で高単価案件の獲得に注力してまいりました。債権管理面では、AIを活用した審査の高度化やリソースの適正配分による回収業務の強化を推進して、信用コストの削減に取り組んでまいりました。また、次年度以降の成長戦略の布石として「地銀グループとのアライアンス構想」の第一弾となる滋賀保証サービス株式会社との業務提携を公表するとともに、新たな保証業務領域としてのZ-College support (学費保証) の全国展開を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は24,510百万円(前年同期比2.8%増)、営業利益は2,224百万円(前年同期比16.8%増)、経常利益は2,189百万円(前年同期比18.7%増)、当期純利益は1,538百万円(前年同期比98.8%増)となりました。

(注) 出典：「令和6年3月分 建築着工統計調査報告」国土交通省

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は、601百万円となりました。そのうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	Z-WEB刷新に伴う開発支援	47百万円
--------	----------------	-------

(3) 資金調達状況

当社は2023年10月25日に東京証券取引所スタンダード市場に上場し、公募増資により、総額1,407百万円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

当社は、沖縄バスケットボール株式会社および株式会社プロトソリューションと2024年1月31日に業務提携契約を締結しており、これに伴い、沖縄バスケットボール株式会社の株式480株を360百万円で取得しております。さらに、2024年3月29日に同社株式を28株追加取得しております。(2024年3月31日現在同社の発行済株式総数の20.03%)

② 新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社としましては、市場動向等に鑑み、以下を課題として考えております。

① 顧客基盤の拡充と収益性の向上

当社では、契約件数の増加、単価の向上、滞納された賃料等に係る債権の早期回収、業務効率化等を通じて収益性の向上を図ることが重要であると考えております。住居用においては、保証委託料単価の戦略的・継続的引き上げ、既存拠点網活用による新規営業エリアの拡大を図り、事業用や新領域の保証についても注力してまいります。また、債権区分に応じた集中管理体制の強化や事務処理の効率化といった施策に努めてまいります。

② 新たな価値創造のためのDX戦略の推進

当社では、お客さまへの新たな価値提供とともに効率化および生産性向上への取り組みとしてDXを推進しております。特に、家賃債務保証サービスの申込・契約の電子化およびAIによる保証審査の導入に注力しております。当社における電子申込割合は、2024年3月時点で総申込件数の約30%であります。2023年6月には、オンラインで申込手続きが完結する「Z-WEB2.0」の提供を開始し、現在、導入拠点数は4,926にのぼる状況であります。

また、AIによる保証審査により審査精度が高まるため、信用コストを抑える効果が期待できます。

③ 債権管理体制の高度化

当社は、過去の代位弁済発生率に応じた協定会社別の集中管理を実施するとともに、代位弁済発生後の経過日数に応じた回収対応で効率的に求償債権の圧縮に取り組んでおります。また、株式会社日本信用情報機構（JICC）の信用情報も活用しており、信用コストの削減に注力しております。

上記の取り組みの結果、2024年3月時点において3ヵ月平均代位弁済発生率（注1）は5.3%となっております。また、2024年3月時点の3ヵ月平均代位弁済回収率（注2）は95.8%となっております。なお、当社は『債権回収ガイドライン』を定め、また、弁護士に一部回収を委託することにより、過度な取り立て行為を行わない体制を構築しております。

(注) 1. 代位弁済発生率：当月に発生した代位弁済件数を総契約件数で除した比率

2. 代位弁済回収率：当月に回収した求償債権残高を当月に発生した代位弁済金額で除した比率

④ コーポレートカルチャーの確立

当社が社会に信頼され、お客さまに選ばれる存在であり続けるためには、企業理念・行動規範の徹底が重要であると考えております。そのため、マネジメントメッセージの発信、教育研修、社内広報媒体等を通じて企業理念・行動規範の浸透を図っております。

⑤ 人材の確保および育成

今後の持続的成長のためには、それに貢献できる人材の確保および育成を図ることが必要不可欠であると考えております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、公正な人事評価、人材育成体系の充実および社内環境整備を進めていく方針であります。

詳細としましては、持続的な成長と企業価値の向上を図り、人材の多様性を確保する観点から、性別、国籍、採用の時期等に関わらず、その能力や目標達成度に応じ、公平公正な人事評価を行っております。すでに当社では、中途採用者の管理職登用率は高い水準にありますが、今後は、女性管理職の割合を2024年3月末の12%から15%に増加させる目標を設定し、人材登用の更なる多様性を確保してまいります。また当社では、外国人技術者を採用する試みをすでに始めており、この試みを通じて人材登用の多様性を育ててまいります。

⑥ 財務体質の強化

当社は、継続的に財務体質の強化を図っていくことが重要であると考えております。そのため、自己資本の着実な増強とともに有利子負債の適正なコントロールを進めてまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの充実

事業継続上、当社を取り巻くステークホルダーの皆さまから信頼を獲得することは特に重要であります。そのため、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を企業活動の中核と位置づけております。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、「QUALITY FOR THE FUTURE 新たな価値へ、新たな未来へ」を企業理念とし、豊かな生活の基盤である快適な住まいと安定した暮らしを支える家賃債務保証事業を通じて、社会へ貢献してまいりました。今後も、社会に必要とされ利用者に選ばれる存在であり続けるために、自由で柔軟な発想をもって、

新たな価値の提供と未来の創造を実現し、ステークホルダーの皆さまとともに歩んでいくことに挑戦し続けます。

この企業理念を実現するために、以下の行動規範を定めています。

●誠実・信頼

私たちは、社会規範に則り、真心・責任をもって安心・安全を皆さまにお届けできるよう、誠実に行動します。

●品質・価値

私たちは、自由な発想で持続可能な未来標準となる品質、価値の創造を目指し、選ばれ続けるよう行動します。

●変化・進化

私たちは、常に一步先の未来を意識し、変化を恐れず、進化を遂げる好機ととらえ、スピーディーに行動します。

●挑戦・成長

私たちは、これまでの価値観や習慣にとらわれず、未来に向けて挑戦し続けることで成長を遂げ、業界をリードすべく行動します。

●チームワーク

私たちは、社員ひとり一人がお互いを尊重し、より風通しの良い職場を作り、一つのチームとして、さらに高い目標に向かって行動します。

このように、当社社員が行動規範に則った自由闊達な活動を通じて、新たな価値を未来に向けて提供するという当社の企業理念を達成していくためには、様々なステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、透明・公正・迅速・果断な意思決定を行うコーポレート・ガバナンスの基本精神を踏まえつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための活動を進めていくことが極めて重要となります。

したがって、当社は、コーポレート・ガバナンスの実現を企業活動の中核と位置づけ、より実効性の高い充実したガバナンス体制を構築し、これを運用していくことを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 第20期	2021年度 第21期	2022年度 第22期	2023年度 (当期) 第23期
売 上 高	10,872 百万円	21,705 百万円	23,846 百万円	24,510 百万円
当 期 純 利 益	△7,221 百万円	1,387 百万円	773 百万円	1,538 百万円
1株当たり当期純利益	△292.88 円	58.59 円	32.65 円	76.09 円
総 資 産	22,299 百万円	24,723 百万円	20,425 百万円	21,793 百万円
純 資 産	1,615 百万円	2,980 百万円	1,453 百万円	4,759 百万円

(10) 重要な親会社および子会社の状況
該当項目はございません。

(11) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
家賃債務保証事業	家賃債務保証サービス

(12) 主要な営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
沖縄本社	沖縄県那覇市	東京本社	東京都新宿区
東京第二本社	東京都渋谷区	札幌支社	北海道札幌市
仙台支社	宮城県仙台市	埼玉支社	埼玉県さいたま市
横浜支社	神奈川県横浜市	千葉支社	千葉県船橋市
静岡支社	静岡県静岡市	名古屋支社	愛知県名古屋市
大阪支社	大阪府大阪市	京都支社	京都府京都市
神戸支社	兵庫県神戸市	岡山支社	岡山県岡山市
広島支社	広島県広島市	高松支社	香川県高松市
松山支社	愛媛県松山市	福岡支社	福岡県福岡市
北九州支社	福岡県北九州市		

(13) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
608 名	△16 名

(注) 従業員数には、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員）34名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社沖縄海邦銀行	691 百万円
株式会社琉球銀行	300 百万円
株式会社沖縄銀行	160 百万円
株式会社広島銀行	100 百万円
株式会社鹿児島銀行	13 百万円
沖縄振興開発金融公庫	126 百万円
合計	1,392 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 75,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,998,000株 (自己株式1,105,884株を含む。)
- (3) 株主数 8,233名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
AZ-Star 3号投資事業有限責任組合	6,553 千株	29.94 %
インバストメントZ1号投資事業有限責任組合	2,276 千株	10.40 %
迫 幸 治	1,621 千株	7.40 %
FP公開支援5号投資事業有限責任組合	1,163 千株	5.31 %
投資事業有限責任組合センテリユオ	850 千株	3.88 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	504 千株	2.30 %
株式会社沖縄海邦銀行	384 千株	1.75 %
三菱UFJファクター株式会社	384 千株	1.75 %
全保連社員持株会	328 千株	1.50 %
株式会社琉球銀行	256 千株	1.17 %

(注) 持株比率は、自己株式 (1,105,884株) を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当項目はございません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当項目はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

【第2回新株予約権】

- ①新株予約権の数
386,000個（新株予約権1個につき1株）
- ②新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式 386,000株
- ③新株予約権の払込
無償
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり300円
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
2024年7月1日から2030年9月30日
- ⑥新株予約権の行使の条件
 - (a) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、または従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
 - (b) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社は他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
 - (c) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り本新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者からの本新株予約権の再度の相続は認めない。

- (d) 本新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (e) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	27,000個	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当項目はございません。

(3) 重要な事項に該当する新株予約権の当事業年度末日における状況

【第1回新株予約権】

- ①新株予約権の数
428,000個（新株予約権1個につき1株）
- ②新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式 428,000株
- ③新株予約権の払込
有償
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり300円
- ⑤新株予約権の払込金額
1個あたり8円
- ⑥新株予約権を行使することができる期間
2024年7月1日から2026年12月31日

⑦新株予約権の行使の条件

- (a) 権利者は、2021年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が18,000百万円を超過し且つ、2022年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が19,000百万円を超過し且つ、2023年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が20,000百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定においては、発行時点の当社の決算報告書に記載される損益計算書の売上高の定義を用いるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (c) 権利者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (d) 権利者が死亡した場合、権利者の法定相続人のうち1名（以下本号において「権利承継者」という。）に限り本新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者からの本新株予約権の再度の相続は認めない。
- (e) 権利者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (f) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、業務委託先または業務提携先等（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた権利者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	216,000個	3名

【第4回新株予約権】

- ①新株予約権の数
27,000個（新株予約権1個につき100株）
- ②新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式 2,700,000株
- ③新株予約権の払込
有償
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり360円
- ⑤新株予約権の払込金額
1個あたり27円
- ⑥新株予約権を行使することができる期間
2021年3月30日から2029年12月31日
- ⑦新株予約権の行使の条件
 - (a) 権利者は、以下のいずれかの事由が発生した場合に限り、かつ、それぞれ以下に定める期間に限って、本新株予約権を行使することができる。
 - ア 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合：当該上場の日から1年間が経過する日以降「新株予約権を行使することができる期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の末日までの期間
 - イ 当社の株主であるAZ-Star3号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式の全てを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合：当該譲渡を承認する旨の決議がなされた日以降、当該譲渡が実行される日までの期間で、当社が指定する期間

- (b) 権利者が行使することができる本新株予約権の数は、基準株式値上がり倍率に応じて、掛け率を行使の時点において保有する本新株予約権の数に乗じて算出された数とする。ただし、かかる算出の結果、行使することができる本新株予約権の数に1個未満となる端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
- (c) 権利者は、上記 (a) の行使条件に加え、①当社の2023年3月期に係る確定した損益計算書における営業利益が1,600,000,000円以上となり、かつ、②当社の2024年3月期に係る確定した損益計算書における営業利益が1,800,000,000円以上となる場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (d) 上記 (a) アおよびイにかかわらず、権利者が当社の定めた事由に該当する場合には、権利者は、本新株予約権を行使することができない。
- (e) 権利者の相続人は、本項の定めに従い、新株予約権を行使することができる。
- (f) 権利者は、新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	27,000個	3名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
迫 幸 治	代表取締役 社長執行役員	一般社団法人全国賃貸保証業協会 会長 認定NPO法人アンビシャス 理事長 NPO法人NORS 副理事長 公益財団法人琉球大学後援財団 評議員
茨 木 英 彦	代表取締役 副社長執行役員 営業本部・コーポレート 本部担当	
藤 本 竜 也	取締役 常務執行役員 オペレーション本部長	
青 山 裕	取締役	AZ-Star株式会社 代表取締役社長
木 曾 裕	取締役	
宮 尾 尚 子	取締役	株式会社沖縄海邦銀行 社外取締役
玉 城 絵 美	取締役	琉球大学工学部 教授 H2L株式会社 代表取締役 沖縄電力株式会社 社外取締役
水 田 正 明	常勤監査役	
松 本 拓 生	監査役	日本道路株式会社 社外取締役 株式会社フェローテックホールディングス 社外監査役 東急株式会社 社外監査役
森 脇 仁 子	監査役	日本ギア工業株式会社 社外監査役 株式会社アズパートナーズ 社外監査役

- (注) 1. 取締役青山裕、木曾裕、宮尾尚子および玉城絵美の4氏は社外取締役であります。
2. 監査役水田正明、松本拓生および森脇仁子の3氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役木曾裕、宮尾尚子および玉城絵美の3氏、監査役水田正明、松本拓生および森脇仁子の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役木曾裕、宮尾尚子および監査役松本拓生の3氏は弁護士資格を有しております。
5. 監査役森脇仁子氏は、税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2023年6月29日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、取締役岡崎和美、小林博司、檜垣元

- 暢、小野宗則および監査役松村昌彦の5氏はそれぞれ退任いたしました。
7. 取締役青山裕氏は、2024年5月15日付けで当社取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役青山裕、木曾裕、宮尾尚子、玉城絵美の4氏および監査役水田正明、松本拓生、森脇仁子の3氏は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当項目はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役および監査役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。なお、当該保険契約は次回更新時（2025年5月）においても同内容での更新を予定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額またはその算定方法の決定方針に係る判断の客観性と透明性を高めるため、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置のうえ、同委員会による審議・助言を踏まえ、取締役会において当該方針を決定しております。

その概要は、取締役の報酬を月例の固定報酬と役員賞与とし、役職毎のレンジを事前に設定した上で、各取締役の職責や会社業績、世間水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額は、上記決定方針に基づき、

任意の指名・報酬委員会において、各取締役の当社への貢献度評価等を行い、当該結果をまとめた答申を踏まえて、当社の取締役会にて総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年5月20日開催の第19回定時株主総会において年額350百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年5月20日開催の第19回定時株主総会において年額25百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議による委任に基づき、当事業年度の各取締役の最終的な報酬額決定について、代表取締役社長執行役員である迫幸治に委任しております。

当該決定を代表取締役社長執行役員に委任した理由は、各取締役の職務の専門性、意思決定の難易度、管掌領域の広さや深さ、成果責任の大きさ等報酬額を決定するために考慮すべき職責を最も適切に判断できるためであります。

なお、任意の指名・報酬委員会は、当該委任権限が適切に行使されるよう必要に応じて議論を行います。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	211 (25)	211 (25)	— (—)	— (—)	8 (5)
監査役 (うち社外監査役)	21 (21)	21 (21)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役に対してストック・オプションを付与しております。当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
2. 上表には、2023年6月29日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役青山裕氏の兼職先であるAZ-Star株式会社は、当社の大株主であるAZ-Star3号投資事業有限責任組合およびインベストメントZ1号投資事業有限責任組合のファンド運営者です。

その他、社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況および発言状況

氏名	役職	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
青山 裕	取締役	取締役会 20/20回	当該事業年度の取締役会において、銀行および会社経営にて培われた財政・金融その他経済全般にわたる高い識見から、当社の業績や投資家との対話について客観的かつ中立な立場から助言を行っております。
木曾 裕	取締役	取締役会 20/20回	当該事業年度の取締役会において、上場準備に係る当社のガバナンス体制構築に尽力し、弁護士としての豊富な経験をもとに業務執行上の法的論点について、専門的な立場・視点から監督、助言を行っております。
宮尾 尚子	取締役	取締役会 20/20回	当該事業年度の取締役会において、弁護士としての高い識見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社のリスク・コンプライアンス体制等について積極的な発言を行っております。
玉城 絵美	取締役	取締役会 20/20回	当該事業年度の取締役会において、IT・デジタル分野における技術開発者および経営者としての経験と高い識見に基づき、当社のDX化推進に努めるとともに、災害対策やリスク管理について、客観的な視点から専門性のある助言や提言を行っております。

水田正明	監査役	取締役会 監査役会	20/20回 13/13回	当該事業年度の取締役会、監査役会において、企業経営の豊富な経験に基づき、常勤監査役として主にガバナンスの視点から当社の業務執行へ適宜発言を行い、ガバナンス体制の構築に努めております。
松本拓生	監査役	取締役会 監査役会	20/20回 13/13回	当該事業年度の取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的知識に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営・業務提携・内部統制等に対し助言・提言を行っております。
森脇仁子	監査役	取締役会 監査役会	20/20回 13/13回	当該事業年度の取締役会、監査役会において、税理士としての豊富な経験と財務・会計に関する幅広い識見をもとに当社の決算および信用コストに対し、専門的な観点から発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会に出席して、自らの知見に基づき、経営の方針や改善等の重要な事項について、意見を述べ、意思決定に参加することで経営の監督を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 33百万円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査計画の適切性や職務の遂行状況および報酬見積算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況は以下のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役および使用人が法令および定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備およびコンプライアンスの実践を図るため、「コンプライアンス規程」を定める。
 - (2) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (3) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - (4) 内部監査の体制・要領等を社内規程等で定め、周知のうえ運用の徹底を図り、各組織の業務の有効性・効率性、報告の信頼性および法令等の遵守に留意のうえ、内部管理体制に対する独立した検証・評価を行い、代表取締役社長執行役員、取締役会、経営会議、および監査役に対し、内部管理体制等の評価の報告、および問題点の改善方法の提言等を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」を定め、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

- (3) 危機発生時には、代表取締役社長執行役員をリスク管理統括責任者とする緊急事態への対応に向けた体制をとるものとし、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の意思決定機能および業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
 - (2) 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「決裁権限規程」、「職務分掌規程」を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
 - (2) 補助すべき使用人は、監査役会事務局付の発令を受け、監査役の指揮命令に従いその職務を行うこととする。
 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の人事異動、評価等については監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 7. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。
 8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、取締役会の他経営会議等重要な会議および任意の会議に出席することができる。

- (2) 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 取締役および使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
9. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、当社の監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
 - (2) 監査役は、職務の執行について生ずる合理的な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき速やかに支払の処理をする。
11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役社長執行役員と定期的な会合および、取締役、執行役員との面談により重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。また、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門的な立場からの助言を求めるなど必要な連携を図る。
12. 財務報告の適正性を確保するための体制
- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(2) 各本部、各部署は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、およびその整備状況

(1) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係を遮断、不当要求を拒絶する。不当要求が生じた場合は、必要に応じて民事および刑事の両面から法的措置を講じるとともに外部専門機関等との連携を図る。

(2) 当社は、反社会的勢力に対して、「反社会的勢力対応規程」および「反社会的勢力対応マニュアル」を基に対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役4名）で構成されており、その取締役会には取締役および監査役3名が出席しております。頻度については、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じ開催しております。取締役会の開催に際しては、事前に資料を共有する方法により、取締役会における意思決定と監督の実効性および効率性を確保しております。

2. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み

監査役会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役執行役員および他の取締役と意見交換を実施しております。また、毎月1回、また適宜臨時監査役会を開催し、経営会議やコンプライアンス委員会、リスク管理委員会の情報共有に基づき会社の状況を把握し、監視体制を整備しております。

内部監査部は、代表取締役社長執行役員の承認を受けた監査実施計画に基づき、各部門、各支社を対象とする監査を実施し、法令や社内規程の遵守の結果および改善状況を代表取締役社長執行役員および取締役会へ報告しまし

た。

3. コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を7回開催し、重要事案について審議および報告を実施いたしました。また毎月の研修を実施し、コンプライアンスのより一層の向上を図りました。また、内部通報制度を設け、コンプライアンス委員会に事案の報告を行いました。内部通報についてはアンケートを実施し、社内の認知度向上へ努めました。

4. リスク管理に対する取り組み

事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図るため、リスク管理委員会を四半期に一度開催し、委員会では各種リスク課題へのリスク低減に向けた対応方針について議論を行いました。

緊急事態発生時（自然災害）の対応および事業継続の実効性強化のため、防災訓練計画に基づき、拠点防災訓練および災害対策本部訓練を実施して業務影響度分析および業務代替手段の検討を行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、配当性向40%程度を目安に、利益の状況を勘案しながら安定した配当を継続していくことを基本方針としております。この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,764	流動負債	16,439
現金及び預	5,202	短期借入金	1,100
未収入金	3,402	1年内返済予定の長期借入金	205
未償債	5,753	未払法人税等	934
家賃立替	1,542	未払金	521
貯蔵品	28	保証履行損失引当金	766
前払費	453	賞与引当金	374
仮払金	1,229	前受金	10,922
そ の 他 金	439	リ ー ス 債 務	634
貸倒引当金	△3,288	そ の 他	980
固定資産	7,028	固定負債	593
有形固定資産	551	長期借入金	86
建物附属設	250	リ ー ス 債 務	422
構築物	22	資産除去債	84
車輜運搬具	8	負債合計	17,033
工具、器具及び備品	669	(純資産の部)	
リース資産	1,225	株主資本	4,755
そ の 他 金	2	資 本 金	983
減価償却累計額	△1,626	資 本 剰 余 金	3,333
無形固定資産	1,849	資 本 準 備 金	883
ソフトウェア	516	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,449
リ ー ス 資 産	1,149	利 益 剰 余 金	1,075
そ の 他	184	利 益 準 備 金	27
投資その他の資産	4,626	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,048
投資有価証券	60	繰越利益剰余金	1,048
関係会社株	420	自 己 株	△635
繰延税金	3,754	新株予約権	4
そ の 他	390	純資産合計	4,759
資産合計	21,793	負債・純資産合計	21,793

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	24,510
売上原価	7,191
売上総利益	17,319
販売費及び一般管理費	15,094
営業利益	2,224
営業外収益	
受取利息	0
償却債権取立益	7
その他	23
営業外費用	
支払利息	65
その他	0
経常利益	2,189
特別利益	
固定資産売却益	1
特別損失	
固定資産除却損	3
税引前当期純利益	2,187
法人税、住民税及び事業税	816
法人税等調整額	△168
当期純利益	1,538

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	99	－	2,449	2,449	27	△490	△463
当期変動額							
新株の発行	703	703		703			
新株の発行 (新株予約権 の行使)	180	180	－	180	－	－	－
当期純利益						1,538	1,538
当期変動額合計	883	883	－	883	－	1,538	1,538
当期末残高	983	883	2,449	3,333	27	1,048	1,075

	株主資本	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	自己株式			
当期首残高	△635	1,449	4	1,453
当期変動額				
新株の発行		1,407		1,407
新株の発行 (新株予約権 の行使)	－	360	－	360
当期純利益		1,538		1,538
当期変動額合計	－	3,305	－	3,305
当期末残高	△635	4,755	4	4,759

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

全保連株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
那覇事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱 村 正 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全保連株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

全保連株式会社 監査役会

常勤監査役 水田正明 ㊞

社外監査役 松本拓生 ㊞

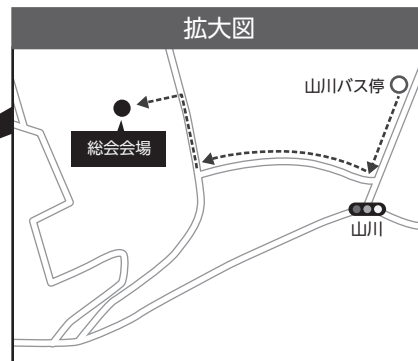
社外監査役 森脇仁子 ㊞

以上

株主総会会場のご案内

日時 2024年6月27日(木曜日)午後2時 (受付開始:午後1時30分)

場所 沖縄県那覇市首里山川町一丁目132番1号 電話:098-886-5454 (代表)
ダブルツリー by ヒルトン那覇首里城 2F 守礼の間



交通



バスご利用 (那覇バス)

・那覇空港より125番の那覇バス「山川バス停」下車 徒歩5分



モノレールからタクシーに乗換案内

・ゆいレール:「牧志駅」よりタクシーで15分

モノレールからバスに乗換案内

・ゆいレール「牧志駅」からバスに乗換のため、徒歩2分で「安里」バス停に。
「安里」バス停より「山川バス停」まで約12分、下車徒歩5分。

※駅からの道は勾配があるため、ご移動はタクシー・バス等のご利用をお勧めいたします。

お願い

駐車場の混雑が予想されます。駐車できない場合もございますので、極力公共交通機関をご利用ください。